

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 7 月 7 日（火）第3125号の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 規

## 則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則（※）

(建築課取扱い) 1

## 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第27号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年鹿児島県規則第116号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「第3条」を「第3条の2」に改める。

第3条第1項中「以内に、」の次に「登録事項変更届出書・書換え交付申請書（別記第3号様式の3）に」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、名簿を訂正する。

第3条第3項及び第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(免許証の書換え交付)

第3条の2 二級建築士又は木造建築士は、前条第1項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証（以下「免許証」という。）又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）の記載事項に変更があつたときは、知事に免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第5条第3項の規定により免許証又は免許証明書の書換え交付を申請しようとする者は、写真を貼り付けた登録事項変更届出書・書換え交付申請書に免許証又は免許証明書を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

第8条の14後段中「第3条第2項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第3項を「第3条第1項」に、「同条第4項」を「第3条の2の見出し及び同条第3項」に、「同条第1項」を「第3条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、第4条第1項」に改める。

第18条に次の1項を加える。

2 法第23条の5第2項の規定による届出は、所属建築士変更届出書（別記第9号様式の2）によらなければならない。

第21条後段中「第18条」を「第18条第1項」に、「第19条」を「同条第2項中「別記第9号様式の2」とあるのは「別記第9号様式の2に準じて指定事務所登録機関が定める様式」と、第19条」に改める。

別記第3号様式の3中「第3条関係」を「第3条、第3条の2関係」に、「第3条第2項」を「第3条第1項」に、「書換え交付を申請します。」を「登録事項の変更を届け出ま書換え交付を申請します。」

す。  
」に、

4	登 録 種 別	二級建築士 ・ 木造建築士			写 真 貼付欄	
5	登 録 番 号	第		号		
6	登 録 年 月 日		年	月		日
7	変 更 年 月 日		年	月		日
8	変 更 の 理 由					

を

4	登 録 種 別	二級建築士 ・ 木造建築士			写 真 貼付欄	
5	登 録 番 号	第		号		
6	登 録 年 月 日		年	月		日
7 講 習 受 講 履 歴	講 習 の 種 別					
	修 了 年 月 日		年	月		日
	修 了 証 番 号	第		号		
8	変 更 年 月 日		年	月	日	
9	変 更 の 理 由					

に改め、同様式備考に次のように加える。

5 7 欄には、建築士法第22条の2に定める講習のうち、直近に受講した講習について記入し、修了証の写しを添付してください。

別記第9号様式中「第23条の5」を「第23条の5第1項」に、

建 築 士 事 務 所	名 称				
	所 在 地				
登 録 申 請 者	個 人	氏 名			
		住 所			
	法 人	名 称			
		所 在 地			
管 理 建 築 士	登 録 種 別				
	登 録 番 号	大臣 第	知事 号	大臣 第 知事 号	
	氏 名				

を

建 築 士 事 務 所	ふりがな 名 称			
	所 在 地			
個 人	ふりがな 氏 名			
	住 所			

登録申請者	法人	ふりがな 名 称			
		所 在 地			
	役員	ふりがな 氏 名			
		性 別			
		役 名			
生年月日		年 月 日生	年 月 日生		
管 理 士 管 建 築 士	登録種別				
	登録番号		大臣 第	知事 号	
	ふりがな 氏 名				
	管理建築士講習を修了した 年月日及び修 了証番号			第 年 月 日 号	

に改め、同様式備考3中「の分かる」を「が分かる」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第 9 号様式の 2 (第18条関係)

所属建築士変更届

下記のとおり所属建築士に変更が生じたので、建築士法第23条の 5 第 2 項の規定により届け出ます。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

建築士事務所 開設者氏名 印  
 名 称  
 所 在 地  
 登 録 番 号

記

新たに所属建築士となった者						
ふりがな 氏 名	一級建築士, 二級建築士又 は木造建築士 の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあつては, その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号	所属した年 月日
現行の所属建築士及び所属を外れた建築士						
ふりがな 氏 名	一級建築士, 二級建築士又 は木造建築士 の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあつては, その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号	所属を外れ た年月日
変更後の所属建築士の数						
一級建築士	人	二級建築士	人	木造建築士	人	計 人
※ 受付印	※ 審査	関係書類 照 合	登録簿 照 合	登録簿 登 録		

- 備考 1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士の欄には、従前に登録された全ての所属建築士について記入し、所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入してください。
- 4 記入に当たり欄が不足する場合は、変更内容が分かる書類を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。